

◆第12次函館市交通安全計画（たたき台）に対する各機関からの意見・提案と対応

資料1

機関名※	たたき台 ページ	対象項目 (たたき台に記載の事項名)	意見・提案等	対 応	素案 ページ
函館市都市建設部	概要版 (たたき台)	講じようとする施策	○主な施策や今後実施する施策などに改めた方が良いのではないか。 ○表のつくり，見せ方を変えてはどうか。 ※例えば，高齢者・子どもの安全確保と飲酒運転の根絶の重点課題の対策が「1 道路交通環境の整備」に見える。 ○横に並べるのではなく，長方形の枠をいくつか並べるとか，工夫した方が分かりやすいのではないかと。	○ご指摘を踏まえて，改めて，計画素案の概要版を作成しました。	概要版 (素案)
函館市市民部 (事務局)	表紙	タイトル	○和暦年度のみとなっていることから，西暦年度を追記したほうが良い。 現：令和8年度～令和12年度 修：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)	○追記します。	表紙
函館市市民部 (事務局)	P 2	4 計画の位置付け	○函館市総合計画の下部が「部門別計画」となっているが，「分野別計画」にしたほうが良い。	○修正しました。	P 2
函館市都市建設部	P 4	2 道路交通安全の安全についての目標	○「年間の24時間死者数」を「年間の交通事故死者数」にした方が分かりやすいのではないかと。 ※24時間以上経過すれば交通事故死者数にならないのかなど，変な疑念を抱くため。 ○目標を箇条書きにした方が分かりやすいのではないかと。 (例) ・交通事故死者数のゼロを目指す ・交通事故傷者数 408人以下 ・65歳以上の交通事故傷者数 55人以下など その後，文章の説明	○警察が交通事故発生から24時間以内の死者数を統計上の基準としており，国や北海道の計画も同様の考え方で数値を公表し，目標を設定しているため，表現を変更せず，注釈を追記しました。 ○ご指摘のとおり修正しました。	P 4 P 4
函館市都市建設部	P 5	3 重点課題	○分かりやすく「カテゴリー」ごとにしてはどうか。 【自動車等の安全運転】 ・高齢者の安全運転 ・飲酒運転の根絶 ・スピードダウン ・二輪車の安全対策 ・自転車の安全対策 【交通安全対策】 ・高齢者・子どもの安全確保	○ご意見を踏まえ，計画の体系や構成を見直しました。 ※重点施策と分野別施策に区分けしました。	P 4 ～ P 8

			・歩行者の安全確保 ・外国人の交通安全 ・冬季の陸上交通安全 ・地域一体の交通安全 ※特に、高齢者の運転による事故が多いように思われるため、きちんと項目出した方がよいのではないかと。		
函館中央警察署	P 5	3 重点施策 【視点2】飲酒運転の根絶	○条例上は、警察という言葉はなく、事業者・家庭・学校・地域住民・行政その他…となっており、社会全体で取り組むものと考えます。	○計画の体系や構成を見直したことにより、削除しました。 なお、ご意見の趣旨は、「ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進」の「(エ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動の推進」に反映されています。	
函館中央警察署	P 6	3 重点施策 【視点4】自転車の法令遵守の徹底と安全対策の推進	○警察が中心となり、厳正な取り締まり…となっていますが、取締りは警察のみですので、「警察が中心となって」と記載する必要はないと考えます。 ○国・道の計画には小型モビリティに関する記載もありますので、現在は少ないかもしれませんが、今期計画に盛り込む必要があると考えます。	○計画の体系や構成を見直したことにより、削除しました。 なお、「自転車の法令遵守の徹底と安全対策の推進」の視点は、「7 重点施策」の「ウ 自転車の安全対策の推進」に反映されています。 ○ご提案を踏まえ、道の計画の文言を抜粋し、「ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進」の「(ク) 特定小型原動機付自転車の安全利用」および「(ケ) ペダル付き電動バイクの安全対策の推進」を追記しました。	P 18
函館中央警察署	P 6	3 重点施策 【視点6】外国人の交通安全対策の推進	○警察が中心となって…となっていますが、道の計画では、道、市町村、関係団体等が連携した取り組みを実施するとなっています。日本を代表する観光都市の函館市自体が中心となって取り組むべきと考えます。	○計画の体系や構成を見直したことにより、削除しました なお、「外国人の交通安全対策の推進」の視点は、「ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」の「(キ) 外国人に対する交通安全教育の推進」および「ア 運転者教育	

				等の充実」の「(キ) 外国人運転者対策の強化」に反映されています。	
函館中央警察署	P 7	3 重点施策 【視点8】地域が一体となった交通安全対策の推進	○道の計画では、道や市町村は交通安全協会や指定自動車教習所等の団体に対し、その継続的な活動を支援するとの記載がありますので、付加したほうがよいと考えます。	○計画の体系や構成を見直したことにより、削除しました。 なお、「地域が一体となった交通安全対策の推進」の視点は、「エ 交通の安全に関する関係団体の主体的な活動の推進」および「オ 地域における交通安全活動の参加・協働の推進」に反映されています。	
函館市市民部 (事務局)	P 7	4 講じようとする施策 (1) 道路交通環境の整備 ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (7) 生活道路における交通安全対策の推進	○アに記載している内容を、(1)の内容に組み込み、アは削除しても良いのではないかと。	○修正しました。	P 8 P 9
函館中央警察署	P 8	イ 幹線道路における交通安全対策 (イ) 事故危険箇所対策の推進	○住民の意見を踏まえ・・・以下、道の計画同様、「警察と道路管理者が連携して集中的な交通事故抑止対策を推進する。」でよいと考えます。	○ご指摘を踏まえ、修正しました。	P 9
函館市土木部	P 9	イ 幹線道路における交通安全対策の推進 (キ) 道路の改築等による交通事故対策の推進	○国および北海道の計画には、道路の改築等による交通事故対策としての方針ア～カの6種が掲載されているが、市のたたき台では未掲載である。 少なくともウ、エ、カは掲載するべきではないかと考える。	○たたき台で表記が抜けていたため、ご指摘のとおり a～f までの6種を追記しました。	P 10 P 11
函館市市民部 (事務局)	P 10	キ 交通需要マネジメントの推進	○記載内容がハード事業に偏っているため、ソフト事業にもふれた方がよいのではないかと。	○市が西部地区で実施しているA I デマンド交通実証運行を追記しました。	P 12

函館市土木部	P 11	ク 災害に備えた道路交通環境の整備 (ア) 災害に備えた道路の整備	○地震、豪雨、豪雪、津波、火山噴火等が発生した場合の交通確保に対する項目であり、3行目からは地震、5行目からは豪雨、豪雪、火山噴火等の掲載があるが、津波に対する掲載がない。国および北海道の計画には掲載されており、本市の計画にも掲載するべきと考える。	○ご指摘のとおり、津波への対応に関する部分を追記しました。	P 12
函館市土木部	P 11	ク 災害に備えた道路交通環境の整備 (ア) 災害に備えた道路の整備	○緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震対策とあるが、市が管理する緊急輸送道路上の橋梁は2橋のみであり、この2橋は単径間であるため国から耐震補強は求められておらず整備予定がないことから、開建および渡島の管理橋梁において耐震対策を推進するという理解でよいか。 また、緊急輸送道路上「等」となっているが、緊急輸送道路ではない道路上にある橋梁においても、開建または渡島では耐震対策を実施する計画があるのか。	○幹事会の場で確認、協議したいと考えています。	
函館市土木部	P 11	ク 災害に備えた道路交通環境の整備 (イ) 災害に強い交通安全施設等の整備	○2行目の「災害発生時の」という文言は重複しているため削除してもよいのではないかと。	○ご指摘のとおり削除しました。	P 12
函館市土木部	P 11	ク 災害に備えた道路交通環境の整備 (エ) 災害発生時における情報提供の充実	○1行目の「適確」は、国および北海道の計画では「的確」であるが間違いはないかと。	○前後の文脈から、ご指摘のとおり「的確」に修正しました。	P 12
函館中央警察署	P 12	コ 道路交通情報の充実	○「路側可変規制標識」については、現在、整備していませんので削除願います。	○ご指摘を踏まえ、削除しました。	P 13
函館中央警察署	P 13	サ 冬季道路交通環境の整備 (ウ) 地域に応じた安全の確保	○さらに冬季において・・・以下、道の計画にはありませんし、現在、季節による速度規制等の変更は実施していませんので削除願います。	○ご指摘を踏まえ、削除しました。	P 14
函館中央警察署	P 15	ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (キ) 外国人に対する交通安全教育の推進	○警察が中心となって・・・となっていますが、前記の視点6と同様に函館市が中心となって取り組むべきと考えます。	○ご指摘を踏まえ、「関係機関が連携して」に修正しました。	P 16
函館中央警察署	P 17	ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (カ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動の推進	○「飲酒運転をしない、させない、許さない」となっていますが、道の計画同様、「そして見逃さない」を付加願います。	○ご指摘のとおり、追記しました。	P 17

函館市市民部 (事務局)	P 18	(2)交通安全思想の普及徹底 エ交通安全に関する関係団体の主体的活動の推進	○タイトルを「交通安全関係団体の主体的活動の推進」に修正したほうが良い。	○修正しました。	P 18
北海道運輸局 函館運輸支局	P 18	(2) 交通安全思想の普及徹底 ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (シ) その他の普及啓発活動の推進	○近年の先進安全技術の普及状況を踏まえて修正願います。 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000571.html 以下、修正案 a 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能、認知機能及び運転特性の変化が交通行動に及ぼす影響について周知するとともに、高齢運転者を支援する先進安全技術や安全運転サポート車（サポカー、サポカー2.0）の普及啓発に努めます。また、他の年齢層が高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを表示した自動車への思いやり運転や保護意識を高めるよう努めます。 b 夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、速度超過、飲酒運転、安全不確認等による事故実態や危険性について周知するとともに、前照灯の早め点灯やハイビームの適切な活用、夜間の歩行者・自転車の視認性向上に資する反射材用品等の活用を促進し、事故防止に努めます。 d 昼間における前照灯点灯（デイ・ライト運動）を推進し、運転者自らの交通安全意識の向上を図るとともに、先進ライト等の安全技術の活用を含め、車両の存在や位置を周囲に早期に認識させることにより、歩行者、自転車利用者及び他の車両との交通事故防止に努めます。 e 自動車、自動二輪車、自転車等の運転における「あおり運転」やスマートフォン等の使用による「ながら運転」のほか、道路横断時等における歩行者の「歩きスマホ」は重大な交通事故につながる危険性があることから、交通ルール及び交通マナーの遵守に関する啓発活動を関係機関と連携して推進します。また、運転者の居眠りや脇見運転等を防止するため、ドライバーモニタリングシステム等の先進安全技術の理解促進を図り、交通事故の未然防止に努めます。	○aについては、重点施策の「ア 高齢者の交通事故防止」の「(ウ) 市民への普及啓発活動の推進」へ移行して記載しました。 ○b～dは、ご依頼のとおり修正しました。 ○eは、「あおり運転」や「ながら運転」、「歩きスマホ」の内容が「ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進」の「(ウ) 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進」および「(カ) ながらスマホ対策の強化」の内容と重複しているため、「運転者の居眠りや～、交通事故の未然防止に努めます。」を残し、それ以外の文言は削除しました。	P 5 P 18
函館中央警察署	P 20	ア 運転者教育等の充実 (キ) 外国人運転者対策の強化	○警察が中心となって…となっていますが、前記の視点6と同様に函館市が中心となって取り組むべきと考えます。	○ご指摘を踏まえ、「関係機関が連携して」に修正しました。	P 20
北海道労働局函館 労働基準監督署	P 22	エ 交通労働災害の防止等 (7) 交通労働災害の防止	○令和8年2月に「ガイドライン」から「指針」に変更されたため、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に修正をお願いいたします。	○ご依頼のとおり修正しました。	P 22
北海道運輸局 函館運輸支局	P 21 P 22	(3) 安全運転の確保 ウ 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	○令和8年3月31日に公表された国土交通省の事業用自動車総合安全プラン2030を踏まえて修正願います。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/news/anzenplan2030.html 以下、修正案	○ご依頼のとおり修正しました。	P 20 P 21 P 22

			ウ 事業用自動車総合安全プラン 2030 に基づく安全対策の推進 事業用自動車による交通事故のさらなる削減を図るため、「事業用自動車総合安全プラン 2030」に基づき、飲酒運転をはじめとする悪質な法令違反の根絶、運行管理の高度化、先進技術の活用、健康起因事故防止など、総合的な安全対策を推進します。 (ア) 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に実施するとともに、飲酒運転防止に関する教育・啓発の充実を図り、事業用自動車における飲酒運転ゼロの実現をめざします。また、運行管理の未実施や過労運転などの悪質な法令違反の防止に向け、事業者におけるコンプライアンスの徹底を促進します。 (イ) ICT・先進安全自動車（ASV）・自動運転等の新技術の活用促進 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、ドライバーモニタリングシステム等の先進安全技術の普及促進を図るとともに、デジタル式運行記録計、通信型ドライブレコーダー等を活用した運行管理の高度化・一元化を推進します。さらに、自動運転技術等の新技術の社会実装を見据え、安全性の確保に向けた取組を推進します。 (ウ) 略 (エ) 事業用自動車事故調査委員会の提言を踏まえた再発防止対策 略 (オ) 運転者の健康起因事故防止対策の推進 運転者の疾病に起因する事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群（SAS）、脳血管疾患、心疾患等に関するスクリーニング検査や健康管理体制の充実を促進します。また、運転者の高齢化を踏まえ、加齢による身体機能の変化に応じた安全対策や健康管理の強化を推進します。 (カ) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスおよび安全マネジメントの徹底 労働基準法その他の関係法令の遵守および適切な運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を行った事業者、重大事故を発生させた事業者および新規参入事業者等に対する監査・指導を強化します。また、運輸安全マネジメント制度の活用を通じて、経営トップから現場まで一体となった安全管理体制の構築と継続的な改善を促進します。 (キ) 略 (ク) 人手不足を踏まえた安全確保対策の推進 自動車運送業界における人手不足や運転者の高齢化が進展する中であっても安全な輸送サービスを維持するため、ICTを活用した効率的な運行管理、労働環境の改善、適切な運行計画の策定および安全教育の充実を促進し、安全と生産性の両立を図ります。		
北海道運輸局 函館運輸支局	P 22	(3) 安全運転の確保 オ 道路交通に関連する情報の充実	○(ア)は、運輸局のみではなく、函館市消防本部が関わることを考えます。 (イ)は、国土交通省事業用自動車総合安全プラン 2030 を踏まえて修正 以下、修正案 (ア)危険物輸送に関する情報提供の充実等	○ご指摘を踏まえ、一部文言を変更して修正しました。	P 22 P 23

			危険物の輸送中における事故による大規模な災害を未然に防止するとともに、事故発生時の被害を最小限に抑えるため、危険物運送事業者に対し、イエローカード（危険有害物質の性状、応急措置の方法、処理剤およびその調達先等を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守および乗務員に対する教育・訓練の徹底を促進します。 また、函館市消防本部や関係機関と連携し、危険物輸送に係る事故発生時の迅速かつ的確な情報伝達体制の確保を図るとともに、危険物施設に対する保安指導や啓発活動を通じて、危険物災害の防止に努めます。 危険物運搬車両の交通事故に伴う危険物の漏えい、火災その他の災害が発生した場合に、安全かつ迅速な事故対応を行うため、危険物災害等情報支援システムの活用を促進するとともに、消防、警察、道路管理者および関係事業者との連携強化に努めます。 (イ) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 函館港をはじめとする港湾を発着する国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知徹底を図ります。 また、関係事業者に対し、コンテナ内貨物の品目、重量、偏荷重の有無、固縛状況等に関する適切な情報伝達を促進するとともに、コンテナロックの確実な実施、車両の日常点検及び運行前確認の徹底を図ります。 荷主、船社、港湾関係者および運送事業者が連携し、安全な輸送体制の構築と事故防止対策の推進に努めます。		
北海道運輸局 函館運輸支局	P 23 P 24	(4) 車両の安全性の確保 全般	○近年の国土交通省の施策を踏まえた修正をお願いします。 (参考) 令和8年度国土交通省物流・自動車局関係予算概算要求概要 P 9 参照 自動車登録検査関係手続のデジタル化 P 9 参照 https://www.mlit.go.jp/page/content/001906600.pdf 不正改造車通報窓口 https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/huseituuhou_index.html 自動車不具合情報ホットライン https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/hotline.html 以下、修正案 (4) 車両の安全性の確保 交通事故の更なる減少を図るため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置をはじめとする先進安全技術の普及促進を図るとともに、その機能や限界について正しい理解の促進に努め、過信や誤解による事故の防止を図ります。 自動運転技術やコネクテッド技術、電動車等の普及が進展する中、車両の安全性能を適切に発揮させるため、電子制御システムを含めた適切な保守管理の推進を図ります。さらに、車両火災や交通事故発生時における被害拡大の防止、自動車のサイバーセキュリティの確保など新たな課題に対応した安全対策を推進します。 ア 自動車の検査および点検整備の充実	○ご指摘を踏まえ、一部文言を変更して修正しました。	P 23 P 24 P 25

			(ア) 自動車の検査および点検整備の充実 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及や自動車の電子制御化の進展を踏まえ、安全機能の確実な維持を図るため、従来の検査に加え、車載式故障診断装置（ＯＢＤ）を活用した電子制御装置の機能確認など、自動車検査の高度化を推進します。 また、自動車検査・登録手続においては、自動車保有関係手続のワンストップサービス（ＯＳＳ）の利用促進を図るとともに、デジタル技術を活用した行政サービスの向上を推進します。さらに、令和 10 年 1 月に予定されている自動車検査・登録手続のペーパーレス化およびキャッシュレス化への円滑な移行に向け、関係機関および関係団体と連携しながら利用環境の整備や周知啓発に取り組み、利用者の利便性向上および業務の効率化を図ります。 また、不正改造車や整備不良車両による交通事故を防止するため、関係機関と連携し、日中及び夜間における街頭検査による広報活動を行い、点検整備の励行や不正改造車両の排除を推進します。 指定自動車整備事業制度の適正な運用を確保するため、事業者に対する指導監督を実施するとともに、先進安全技術を搭載した車両に対応できる整備体制の充実に促進します。 (イ) 自動車点検整備の充実 a 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識の向上を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係団体と連携して展開し、定期点検整備の重要性や日常点検の実施について積極的な周知啓発を行います。 「自動車点検整備推進運動」の実施に当たっては、広報はこだて等の広報媒体を活用し、自動車の点検整備の必要性や定期点検の実施について広く市民への周知を図ります。 行政機関が保有する公用車については、定期点検整備の確実な実施及び適切な維持管理に率先して取り組み、安全運行の確保と交通事故の防止を図ります。 b 不正改造車の排除 暴走行為を助長する不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全な運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携し、「不正改造車を排除する運動」を展開します。 広報啓発活動の推進や関係事業者への指導、街頭検査の強化等を通じて、不正改造の危険性や法令遵守の重要性について、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者の理解促進を図ります。 「不正改造車を排除する運動」の実施に当たっては、広報はこだて等の広報媒体を活用し、不正改造が交通事故や環境悪化の要因となることや、保安基準を遵守することの重要性について広く市民への周知を図ります。市民からの通報等により把握した不正改造車に関する情報については、不正改造車通報窓口の周知及び案内を行い、警察、運輸支局その他の関係機関と情報共有を図り、不正改造車の排除に向けた取組を推進します。 イ リコール制度の充実・強化 自動車の不具合による事故を未然に防止するため、リコール関連情報や安全情報について提供し、リコールの迅速かつ確実な実施の促進及びユーザー自身による安全確保の取組を促進します。	
--	--	--	---	--

			市民から寄せられる自動車の不具合に関する情報については、国土交通省の「自動車の不具合情報ホットライン」を案内し、不具合情報の収集及び共有を促進することにより、自動車の安全性向上と迅速なリコールの実施につなげます。		
函館市市民部 (事務局)	P 28	第 3 章 鉄道交通の安全 2 今後の鉄道交通の安全対策を考える視点 3 鉄道交通の安全についての目標	○目標については、計画全体で目標数値を示しており、個別の章の目標も包含すると考えることから、章の目標の内容を「2 今後の鉄道交通の安全対策」に組み込み、3は削除してはどうか。	○修正しました。 ※一部文言の変更あり	P 28
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	P 29	第 3 章 鉄道交通の安全 4 講じようとする施策 (5) 計画運休への取組	○(意見) 1 行目「大型の台風が接近・上陸する場合等」について ※「計画運休」については、本文に記載の「大型の台風が接近・上陸する場合」のほか、大雨や大雪などの気象状況が予想される場合にも実施することがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	○ご意見を踏まえ、「大型台風の接近・上陸や大雨、大雪などの」に修正しました。	P 29
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	P 29	第 3 章 鉄道交通の安全 4 講じようとする施策 (5) 計画運休への取組	○(意見) 2～3 行目「前広に情報提供したうえで」について ※計画運休を含む列車の遅延や運休などの運行情報につきましては、有人駅でのお客様へのご案内のほか、弊社本社においてホームページでの情報発信や報道機関、関係行政機関への情報提供を一括して行っております。そのため、弊社函館支社から個別の情報発信や情報提供は行っておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。	○ご意見を踏まえ、「有人駅での案内や本社ホームページにおいて」を追記しました。	P 29
函館市市民部 (事務局)	P 30	第 4 章 踏切道における交通の安全 1 踏切事故の現状	○文章中に和暦のみで西暦がない表現があるが、これまでの表現から、西暦を追記したほうがよい。 ○事故件数について、年度がずれる可能性があるため何月まで記載したほうが良い。	○西暦を追記しました。 ○追記しました。	P 30
函館市市民部 (事務局)	P 30	第 4 章 踏切道における交通の安全 2 今後の鉄道交通の安全対策を考える視点 3 鉄道交通の安全についての目標	○目標については、計画全体で目標数値を示しており、個別の章の目標も包含すると考えることから、章の目標の内容を「2 今後の踏切道における安全対策」に組み込み、3は削除してはどうか。	○修正しました。 ※一部文言の変更あり	P 30
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	P 30	第 4 章 踏切道における交通の安全 4 講じようとする施策 (2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るた	○(提案) 2 行目「踏切故障時」とあるを「踏切支障時」に変更 ※踏切の非常押ボタン(支障報知装置)は、踏切内で発生したトラブルにより列車との衝突事故が発生することを未然に防止する目的で設置しております。踏切設備の故障時に限らず、人や乗用車が踏切内で立ち往生した場合や、踏切を通行した乗用車からの落下物がある場合など、列車の安全な運行	○ご提案のとおり修正しました。	P 30

		めの措置	に支障を及ぼすおそれがある際には、列車を停止させるために使用していた だく設備であることから「踏切支障時」への記載変更をお願いいたします。		
函館市企業局 交通部	P 31	第 5 章 軌道交通の安全 3 軌道交通の安全について の目標	○表現を修正してほしい。	○ご依頼のとおり修正しました。	P 31
函館市企業局 交通部	P 31	第 5 章 軌道交通の安全 4 講じようとする施策 (1)軌道交通の安全確保 (2)安全管理体制の強化 (3)電車車両の安全性の向上	○表現を修正してほしい。	○ご依頼のとおり修正しました。	P 31
函館市市民部 (事務局)	P 31	第 5 章 軌道交通の安全 2 今後の軌道交通の安全対 策を考える視点 3 軌道交通の安全について の目標	○目標については、計画全体で目標数値を示しており、個別の章の目標も包 含すると考えることから、章の目標の内容を「2 今後の軌道交通の安全 対策」に組み込み、3 は削除してはどうか。	○修正しました。 ※一部文言の変更あり	P 31
函館市市民部 (事務局)		用語一覧や関係法令	○函館市交通安全対策会議条例はあるが、理念条例である函館市交通安全条例 がない。	○函館市交通安全条例を追記 しました。	P 37 P 38

※幹事会各幹事の所属機関（市は部局）としています。

※目次の修正と項目の順番変更は除いています。